

## 議案第2号

# 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3)～(25) (略)

2 (略)

## 規則の概要

### 1 規則の名称

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正の必要性

熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

- (1) 夜間学級の業務に従事する技能労務職員について、定時制高校の業務に従事する技能労務職員と同様な特殊勤務手当の対象とする。(第4条、第5条関係)
- (2) この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを「（夜間定時制等勤務手当）」に改め、同条中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改め、「定時制課程」の次に「又は夜間学級（中学校において夜間に授業を行うものをいう。）」を加える。

第5条中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則(昭和 45 年熊本県教育委員会規則第 14 号)新旧対照表

旧	新
<p>(夜間定時制勤務手当)</p> <p>第 4 条 <u>夜間定時制勤務手当</u>は、県立学校において、夜間の定時制課程に係る業務に従事する条例第 2 条第 1 項職員及び技能労務会計年度任用職員が、正規の勤務時間内において行われる業務に午後 5 時以降において 2 時間以上従事したときに支給する。</p> <p>第 5 条 <u>夜間定時制勤務手当</u>の額及び支給方法は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(夜間定時制等勤務手当)</p> <p>第 4 条 <u>夜間定時制等勤務手当</u>は、県立学校において、夜間の定時制課程又は夜間学級(中学校において夜間に授業を行うものをいう。)に係る業務に従事する条例第 2 条第 1 項職員及び技能労務会計年度任用職員が、正規の勤務時間内において行われる業務に午後 5 時以降において 2 時間以上従事したときに支給する。</p> <p>第 5 条 <u>夜間定時制等勤務手当</u>の額及び支給方法は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の適用を受ける職員の例による。</p>